

3 賃貸借契約（建物）

第〇条

- 1 項 借主は、本件賃借物件の全部若しくは一部を自ら暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）として使用し、又は第三者をして暴力団事務所として使用させてはならない。
- 2 項 借主は貸主に対して前項の禁止事項に違反しない旨を確約する。

第〇条

- 1 項 貸主は、下記の事由が存する場合に催告をすることなく本件賃貸借契約を解除し、建物の明け渡しを求めることができる。
 - (1) 借主が前条の確約に反し、本件賃借物件の全部又は一部を自ら暴力団事務所として使用し、若しくは第三者をして暴力団事務所として使用させたことが判明したとき。
 - (2) 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る目的物件内及び共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋等を掲示したとき。
 - (3) 借主が、当該契約に係る物件に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
- 2 項 借主は、貸主が前項の規定に基づき、当該契約の解除権を行使するに際し、借主又は第三者が当該賃借物件に附加した造作等の買取請求、必要費及び有益費の償還請求その他一切の金銭的請求をすることができない。
- 3 項 借主は、本件契約締結後に、貸主又は宅地建物取引業者が行う、本件物件が暴力団事務所として使用されているか否かについての調査に協力し、これを必要と判断する資料を提供しなければならない。

別紙

確約書

- 1 私は、本件賃借物件を自ら暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区分された部分をいう。）として使用し、又は第三者をして暴力団事務所として使用させないことを確約します。
- 2 上記確約に違反することが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

平成 年 月 日

氏名

印

詳しくは岐阜ひまわり事務所にお問い合わせください。